

御杖村告示第 21号

村道路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき村道路線を変更したので、同法9条の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、御杖村役場産業建設課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

御杖村長 伊藤 収 宜

路線変更

路線 番号	新・ 旧別	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
608	新	西 杉 線	桃俣 991番1 地先	桃俣 西杉県道接合	
608	旧	西 杉 線	桃俣 1222番 地先	桃俣 西杉県道接合	